

2021年 商事法務ハイライト

— 当会・本誌の取組みと本年の法令改正等の動向

編集部

一 本稿・上半期ハイライト・商事法務展望

編集長 A 早いもので、二〇二一年も本号で終了となる。毎年定番の「商事法務ハイライト」を本年もお届けしたい。本稿では、編集部による座談会形式で、二〇二一年の法令改正等の動向とその間の本誌と当会の取組みを振り返る。読者の皆様におかれては、本年の法令改正等の動向把握にご活用いただくとともに、本誌・当会の取組みをご確認いただき、来年も引き続きご支援賜れば幸いです。

上半期の本誌と当会の取組みについては、本稿の上半期版である「上半期ハイライト」(二二六六号五五頁、二二六七号五三頁)で振り返っているのをご参照いただきたい。上半期ハイライトは当会HPで一般にも公開している。また、来年度以降に予定される動向については、次号掲載予定の「二〇二二年商事法務展望」で、各官公庁担当者にご紹介いただく予定である。

本稿では、編集部員のBさん・Cさんに、本年下半期の法令改正等の動向を振り返り、関連する論稿を紹介



《上半期ハイライト》

介してもらおう。下半期の掲載記事には①以下の番号を付すことにする。

編集部員 B 承知しました。
編集部員 C よろしくお願ひします。

A なお、当会HPでは本誌各号の目次を掲載しているが、各号目次の論稿タイトルには、当会会員の皆様(会員の方とは、機関誌発送用の宛名ラベルに「会員コード」と記載のある方)にご提供している「商事法務データベース」への直リンクを張っている。データベースをご利用いただける当会会員の皆様は本稿で紹介する各論稿をご覧の際にぜひご利用いただきたい。



《本誌目次一覧》

また、読者の皆様におかれては本稿で取り上げきれない会員解説会、会員・読者解説会、本誌定期欄の内容については図表1、図表2を参照いただければ幸いです。

さらに、本誌では毎号末尾にニュース欄を設けており、各号の刊行の間に起こった主な本誌関連テーマの概要はここで確認できる(概要は図表3参照)。下半期の法令改正

目次

- 一 本稿・上半期ハイライト・商事法務展望
- 二 主な法令改正等と関連記事
 - 1 コーポレートガバナンス
 - 2 企業開示
 - 3 株主総会
 - 4 会社法等
 - 5 司法判断
 - 6 会計監査
 - 7 学界
- 三 おわりに

等の動向を網羅的にまとめた図表4では、各ニュースの掲載号も記載しておくので、こちらも下半期の振り返りにご活用いただきたい。

二 主な法令改正等と関連記事

- 1 コーポレートガバナンス
- C コーポレートガバナンス関連で最も大きな動きは、六月一日に、コーポレートガバナンス・コードとその附属文書である「投資家と企業の対話ガイドライン」がいずれも三年ぶりに改訂された点です。今回の改訂においては、企業と取締役会にサステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)への一層積極的な対応が推奨されたこと

2021年商事法務ハイライト

〔図表1〕 2021年下半期の解説会テーマ一覧

2021年度会員解説会	
第3回	「コーポレートガバナンス・コードと対話ガイドラインの改訂の概要～パブリックコメント手続の結果もふまえて～」(8月17日～10月18日配信)
第4回	「令和2年改正個人情報保護法の全体像のポイント」(10月1日～12月27日配信)
第5回	「令和3年民法・不動産登記法、相続土地国庫帰属法のポイント」(11月15日～来年1月31日配信)
第6回	「供託制度・手続の概要と近時の動向」(12月1日～来年1月31日配信)
第7回	「令和2年改正公益通報者保護法に基づく『指針』・『指針の解説』の要点」(11月17日～来年5月17日配信)
第8回	「2021年定時株主総会の総括と2022年定時株主総会に向けての実務のポイント」(12月22日～来年1月31日配信)
2021年度会員・読者解説会	
「令和元年・2年度重要商事判例ハイライト解説」(10月～12月配信)	

〔図表2〕 本誌定期欄の紹介

毎月5日号掲載	
●実務問答会社法	法律実務家が具体的な事例に基づき会社法実務上の重要論点を検討。後藤元東京大学教授監修。
毎月15日号掲載	
●商事法判例研究	京都大学商法研究会の判例研究の成果を公表。前田雅弘、洲崎博史、北村雅史京都大学教授監修。
●実務問答金商法 <small>(一時期掲載中)</small>	法律実務家が具体的な事例に基づき金商法実務上の重要論点を検討。飯田秀総東京大学准教授監修。
毎月25日号掲載	
●米国会社・証取法判例研究	神戸大学商事法研究会の研究成果を公表。
●新商事判例便覧	法律実務家が、毎回4本の判例について判決要旨と実務上の意義をコンパクトに紹介。
適宜掲載	
●商事法務トピック	時々の国内トピックを解説。
●海外情報	時々の海外トピックを解説。
毎号掲載	
●ニュース	編集部が、毎号刊行直前の立案動向等のトピックを紹介。
●スクランブル	時々のトピックを論評。

(補充原則二・三①など)、経済産業省が二〇一九年に策定した「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針(グループガイドライン)」や「事業再編実務指針(事業ポートフォリオと組織の変革に向けて)(事業再編ガイドライン)」といったガイドラインで推奨されていた、事業ポートフォリオ戦略の実行や親子上場等の支配株主を有する上場会社における少数株主保護に関する取組みがCGコードにおいても推奨されるようになったことが注目を集めました(補充原則四・二②、四・

八③など)。また、二〇二二年四月四日をもって、東京証券取引所は、現在、第一部、第二部などの五つの市場からなる市場区分を、プライム、スタンダード、グロースの三市場に再編する予定です。今回のCGコード改訂は、これを前提に、プライム市場上場会社のみ推奨する項目を設けたことも特徴的でした。上場継続を望む東証上場会社は、本年一二月三〇日までに、市場選択手続を行う必要があります。

B 本誌では、上半期に、今回改訂の担当者解説である、島崎征夫ほか「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂の解説」二二六六号四頁、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォロワーシップ会議メンバーによる、神田秀樹ほか「座談会」二〇二一年コーポレートガバナンス・コード改訂——市場構造改革を踏まえて(上)二二六六号二頁、二二六七号三〇頁を掲載しています。また、下半期には、東証担当者による解説である、①芳川雄磨「コーポレート

ガバナンス・コードの改訂を踏まえた「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の作成上の留意点」二二六八号二六頁も掲載しています。また、本誌では、これらの解説に加えて、CGコードが扱う各テーマについて、企業が取り組むべき理由と行うべき具体的な取組みを整理し、参考となる実例を紹介することで、企業におけるコーポレートガバナンスの見直しに関する実務指針を示すことを目的とした、②「連載」二〇二一年コーポレートガバナンスの現

2021年商事法務ハイライト

二二七四号三二頁を掲載しました。本連載はいずれの回についても、コーポレートガバナンスに精通する有識者に、ご自身の経験に基づく言葉で説得的かつ簡潔に各テーマを論じていただくことをお願いしました。

A ②連載については、連載終了後の読者アンケートにも数百名の方々よりご回答をいただき、はじめの試みとして好評をもって受け止めていただいたのではないだろうか。本企画は今後毎年掲載することを予定しているため、読者アンケートの結果も踏まえて、来年以降の検討を進めたいと考えている。

B サステナ

ビリティに関しては、今後企業におけるサステナビリティ対応の要となり得る組織であるサステナビリティ委員会について、③の先端実務をインタビューする、④武井一浩ほか「連載」サステナビリティ委員会の実務〔1〕～〔V〕二二七〇号三八頁～二二七三号四五頁、二二七九号五〇頁、フォーアアップ会議メンバーが取締役会におけるサステナビリティ対応の実務を解説する、④高山与志子ほか「サステナビリ



《ガバナンスの現在地連載趣旨》

ティ経営と取締役会〔上〕〔下〕——サステナビリティ・ボードの時代へ」二二六七号一七頁、二二六八号四二頁、スキル・マトリックスの開示状況を分析し、実務上の示唆を得る、⑤長谷川聡ほか「スキル・マトリックスの現状分析と作成・活用」二二七五号六一頁を掲載しました。③については、関連企画として、インタビューから得られた実務上の示唆を検討する、森田多恵子ほか「事例から学ぶサステナビリティ・ガバナンスの実務」の連載が商事法務ポータル上で無料で閲覧いただけます。

事業ポート

フォリオ再編に

関しては、実行に際して必要となるカーブアウトM&Aについての法律実務上の留意点を検討する、⑥濱口耕輔ほか「連載」カーブアウトM&Aの実務〔1〕～〔VI〕二二六九号一三頁～二二七四号六六頁、欧米各国に所在する子会社・事業の売却を実施するに当たっての実務上の留意点を検討する、⑦戸倉圭太ほか「連載」欧米におけるグループ再編の実務〔1〕～〔5〕二二七六号五五頁～二二七九号五八頁、二二八一号五〇頁などを掲載しました。



《商事法務ポータル連載》

親子相場等における少数株主保護 に関しては、親子相場の経済的なメトリック・デメリットを踏まえてCGコード等の規定の背景を探索し、今後の日本企業のコーポレートガバナンスのあり方の展望を得る、⑧津野田一馬「親子相場再考〔上〕〔下〕——子会社役員人事の視点から」二二七七号四頁、二二七八号一二頁を掲載しました。

C CGコードの基本原則は今回の改訂前から、「上場会社は……株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである」と述べています。

B 本誌では、二〇二〇年四月以降、この趣旨を踏まえた企画として、主要な機関投資家とその関係者にスチュワードシップ体制、議決権行使基準の考え方、発行企業への期待等についてインタビューすることで、企業と機関投資家の間の情報ギャップの解消とそれによる両者の対話の実質化を目指す、⑨澤口実ほか「連載」機関投資家に聞く」二二二七号四二頁～を掲載してきました。本年下半年期には、Vanguard（二二六七号二八頁）、State Street Global Advisors（二二六八号六四頁）のほか、指数プロバイダーであるMSCI（二二七八号二〇頁）、S&P Dow Jones・インデックス（二二七九号五五頁）、FTSE Russell（二二八一号四七頁）へのインタビューを掲載しました。また、連載を通して話題にすることが難しかった、機関投資家一般についての質問や発行企業側からの率直な疑問に回答を得ることを目的とした、⑩藏本祐嗣ほか「座談会」機関投資家に聞く〔上〕〔下〕二二八一号一四頁、本号五四頁を掲載し、連載を締め括りました。

さらに、アンケート調査を通して、企業と機関投資家の対話の実情とそれに対する法的規制の可能性を検討する、⑪山田剛志「上場企業と株主・投資家との対話の実態と規制への法的視座〔1〕～〔3〕」——株主・投資家との対話に関する上場企業アンケート調査からの考察」二二六八号一八頁～二二七〇号八六頁も掲載しました。

以上のほかに、コーポレートガバナンスの要である取締役会に関する法的知識をあらためて整理する、⑫小林章博「連載」取締役会の法務〔1〕～〔VI〕二二七二号三八頁～二二七七号五〇頁も掲載しました。

C さらに、本年下半年期には、コーポレートガバナンスに関連する各会議として、サステナブルな企業価値創造のための長期経営・長期投資に資する対話研究会（SX研究会）（五月三十一日）、人的資本経営の実

2021年商事法務ハイライト

【図表3】 本誌ニュース欄掲載内容の紹介

<p>毎号掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ニュース 各号直近の本誌関連トピックを整理して紹介。 ● 今後の掲載予定 次号以降の掲載予定論稿や掲載予定テーマを紹介。 ● あとがき 編集部が本号の注目論稿等を紹介。 <p>毎月5日号掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 月間日誌 前月の本誌関連トピックを幅広く振り返り。 ● 定時株主総会の概況 最新の定時株主総会の概況を紹介。 <p>毎月15日号掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）登録事業者 同制度の前月登録事業者等を公表。 <p>適宜掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 裁判情報 注目される裁判例等の概要を速報的に紹介。 ● ご案内 当会・本誌からの案内事項を掲載。
--

【図表4】 下半期日誌——主な法令改正等
(12月16日現在。号数は当該ニュースの掲載号)

6月	
24日	証券取引等監視委員会、「金融商品取引法における課徴金事例集～不正取引編～」を公表（2267号）
25日	第46回金融審議会総会・第34回金融分科会合同会合が開催される（2267号）
30日	金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府令第45号）が公布される（2268号）
7月	
1日	経産省、人的資本経営の実現に向けた検討会の第1回会議を開催（2268号）
2日	東証、「公正なM&Aの在り方に関する指針」を踏まえた開示状況を公表（2268号）
7日	公取委、「令和2年度における企業結合関係届出の状況」等を公表（2269号）
9日	東証、新市場区分の上場維持基準への適合状況に関する一次判定を通知（2269号）
	公認会計士・監査審査会、「モニタリング基本計画」等を公表（2269号）
19日	経産省、総務省、「DX時代における企業のプライバシー・ガバナンスガイドブック」の更新版（ver1.1）を公表（2270号） 最高裁（草野耕一裁判長）、会計限定監査役が任務を怠ってはいないとの原判決を破棄し、差し戻す判決（2270号）
26日	外務省、「ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議」（第1回会合）が開催される（2270号） 全株懇、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う定款モデルおよび招集通知モデルの改正について」を公表（2270号）

現に向けた検討会（七月一日）、コーポレートガバナンスに関連して、知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会（八月六日）、SPAC制度の在り方等に関する研究会（一〇月一日）、コーポレートガバナンス・システム（CGS）研究会（第三期）（二月二六日）、価値協創ガイドライン改訂ワーキング・グループ（一月三〇日）などが開催されており、注目されます。

2 企業開示

C 企業開示に関しては、気候変動や人的資本に関する開示充実に関する取組みが国際的に急ピッチで進んでいます。特に、近年TCFD、GRI、SASBなどさまざまなフレームワークが並列する弊害が指摘されてきたところ、一月三日、IFRSの設定主体であるIFRS財団が、国際的に統一した国際サステナビリティ基準を策定するための国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設置を公表したことが注目さ

れました。
このような動きを踏まえて国内でも、金融庁では、九月二日から、金融審議会・ディスクロージャーワーキング・グループが開催されており、企業と投資家との間の建設的な対話に資する企業情報の開示のあり方について幅広い検討が行われてい

ますが、二一二月一六日現在で、第四回目が開催されていますが、各回の議題からは今後、サステナビリティ、取締役会等の活動状況、政策保有株式、監査の信頼性確保、英文開示などについての制度変更が行われることが想定されています。また、経産省は、一月二日、「サステナビリティ関連情報開示と企業価値創造の好循環に向けて——『非財務情報の開示指針研究会』中間報告」を公表しています。非財務情報の開示指針研究会は、非財務情報開示の指針をめぐる世界的な動向変化の情報共有を行いながら、質の高い非財務情報の開示を実現する指針のあるべき方向性を検討することを目的として開催されており、中間報告では、開示内容等に関する第一次提言とともに国際動向の整理がなされています。

2021年商事法務ハイライト

30日	証券監視委、「開示検査事例集」を公表（2270号） 監査役協会、「会計監査人との連携に関する実務指針」の改定を公表（2270号）
8月	
2日	東証、「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び指名委員会・報酬委員会の設置状況」を公表（2270号） 個人情報保護委員会、個人情報保護法ガイドラインの改正を公表（2270号）
6日	SEC、ナスダックの規則変更案を承認（取締役会の多様性に関する開示等）（2271号） 証券監視委、「令和3事務年度 証券モニタリング基本方針」を公表（2272号）
20日	消費者庁、公益通報者保護法に基づき公益通報に適切に対応するために必要な体制整備等に関する指針を公表（2272号）
26日	日本公認会計士協会、「事業報告等と有価証券報告書の一体開示に含まれる財務諸表に対する監査報告書に関する研究報告」を公表（2272号）
27日	「商業登記規則の一部を改正する省令」（法務省令第39号）が公布される（デジタル庁設置法の施行に伴う形式的な文言修正）（2272号）
30日	東証、英文開示に関する海外投資家アンケート調査結果を公表（2272号）
9月	
2日	金融審議会、「ディスクロージャーワーキング・グループ」の第1回会議が開催される（2273号）
8日	東証、「『会計基準の選択に関する基本的な考え方』の開示内容の分析」を公表（2274号）
13日	第47回金融審議会総会・第35回金融分科会合同会合が開催される（2274号）
15日	金融庁、会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度）の第1回会議を開催（2274号）
16日	法制審議会総会の第191回会議が開催される（2275号）
17日	法務省、実質的支配者リスト制度の創設を公表（2275号）
21日	東証、「株主の議決権行使に係る環境整備に関する2021年6月総会の状況及び今後の動向について」を公表（2275号）
24日	知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会、コーポレート・ガバナンス報告書に関する文書を公表（2275号）
10月	
1日	東証、SPAC制度の在り方等に関する研究会の第1回会議を開催（2275号）
7日	金融庁、企業内容等開示ガイドラインの改正および適用開始（第三者割当てに係る有価証券届出書審査の明確化）（2276号）
13日	消費者庁、「公益通報者保護法に基づく指針の解説」を公表（2276号） 金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」の第1回会議が開催される（2276号）
21日	法制審議会総会の第192回会議が開催される（2278号）
22日	全株懇、「株主総会資料の電子提供制度に係る定款モデルの改正について」を公表（2277号）

また、改訂CGコードはプライム市場上場会社のみ、開示書類のうち必要とされる情報についての英文での開示（補充原則三―②）、気候変動に係るリスクおよび収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響についてのTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の充実（補充原則三―③）を推奨するものとなりました。

号二五頁、⑭同「非財務情報開示をめぐる世界の動向」本号三二頁を掲載しています。

3 株主総会

株主提案や、東芝での社外取締役長の選任議案の否決など、世間の注目を集めた個別事案もありました。また、六月一六日には、産業競争力強化法の改正等が施行され、バーチャルオンリー株主総会の開催が可能となりました。全国株懇連合もこれに合わせて、七月二六日、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う定款モデルおよび招集通知モデルの改正について」を公表しました。二月一六日現在

は、ユーグレナ（八月二六日の臨時株主総会白書）二二八〇号を刊行し、

本誌では、前記中間報告の担当者解説である、⑬瀧澤裕也「質の高いサステナビリティ関連情報開示実現のための四つの提言」二二八一

小などの形で大きな影響を受けました。さらに、住友商事や東洋製罐

で、バーチャルオンリー株主総会

本誌ではまず例年どおり、⑮

2021年商事法務ハイライト

11月	
2日	証券監督者国際機構 (IOSCO)、最終報告書「資産運用におけるサステナビリティに関連した実務、方針、手続及び開示に関する提言」を公表 (2281号)
3日	IFRS財団、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の設立等を公表 (2278号)
4日	ISS、2022年版議決権行使助言方針改定で意見募集 (女性取締役に関する基準の追加) (2278号)
12日	金融庁、「会計監査の在り方に関する懇談会 (令和3事務年度) 論点整理」を公表 (2281号) 経産省、非財務情報の開示指針研究会の中間報告を公表 (2281号)
16日	経産省、コーポレートガバナンス・システム (CGS) 研究会 (第3期) の第1回会議を開催 (2279号) 企業会計審議会総会・第8回会計部会合同会合が開催される (2279号)
17日	全株懇、提案書「バーチャル総会の運営実務」を公表 (2279号)
22日	金融庁、第48回金融審議会総会・第36回金融分科会合同会合が開催される (2281号)
23日	IOSCO、最終報告書「ESG格付け及びデータ提供者」を公表 (2281号)
24日	東証、「上場企業のコーポレートガバナンスの取組と効果に関する調査 (2021年)」調査結果報告書を公表 (2281号)
30日	経産省、価値協創ガイダンス改訂ワーキング・グループの第1回会議を開催 (2281号) 経産省、外務省「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査」集計結果を公表 (2281号) 日本取引所グループ、「TCFD提言に沿った情報開示の実態調査」を公表 (2281号)
12月	
10日	自民党、公明党、令和4年度税制改正大綱を公表 (本号)
13日	会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令 (法務省令第45号) が公布・施行される (本号)
14日	会社法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が閣議決定 (本号)

一、七四九社からの回答を得たアンケートで、本年総会実務に会社法改正、CGコード改訂、新型コロナウイルスがいかにか大きな影響を与えたかを数値的に明らかにしました。また、総会議案の分析等を通して二〇二一年総会実務を振り返る、⑬「連載」二〇二一年総会の動向と来年展望(1) (川寛) 二二七五号六頁〜二二七九号三九頁も例年どおり掲載しました。総会担当者の皆様におかれては、⑮⑯を、来年実務の検討に活用いただければ幸いです。

総会白書に関連する企画として

は、⑰松尾健一「新型コロナウイルス危機を越えて——『二〇二一年版株主総会白書』を読んで」本号四頁が、二〇一九年〜二〇二一年の間に株主総会に起きた劇的な変化を研究者の視点から振り返っています。また、二〇二〇年版株主総会白書が株主総会白書刊行五〇周年であったことを踏まえて掲載した、⑱久保田安彦ほか「株主総会白書五〇周年座談会」株主総会の変遷と今後の展望(上)(中)(下) 二二七〇号六頁〜二二七二二号一三頁では、さらに広い昭和五六年会社法改正は、現在のタイムスパンの中で、い

ま株主総会について議論されるべき点を抽出するような内容となりました。東芝の株主総会に関連して話題になった総会招集請求制度および調査者制度については、その理論的研究である、⑲森本滋「上場会社の少数株主による総会招集請求と会社法三一六条二項(上)(下)」二二二八号四頁、本号四七頁を掲載しました。バーチャルオンリー株主総会に関しては、産競法改正を中心とした制度についての担当者解説である、⑳白岩直樹「産業競争力強化法に基づ

く場所の定めのない株主総会(バーチャルオンリー株主総会)に関する制度の解説」二二六九号四頁、全株懇モデル改正の解説である、㉑中川雅博「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う定款モデルおよび招集通知モデルの改正の解説」二二七二二号二四頁を掲載しています。

4 会社法等

C 令和元年会社法改正の大部分は、本年三月一日に施行されましたが、株主総会資料の電子提供制度の創設部分については、二〇二二年九月一日の施行が予定されています。これに関連して、一〇月二二日、全株懇は、「株主総会資料の電子提供制度に係る定款モデルの改正について」を公表し、同制度に対応するための定款モデルを公表するとともに、制度導入のための定款変更付議議案の記載例等を公表しています。また、株主総会資料の電子提供については、いわゆるウェブ開示によるみなし提供制度がありますが、これについては、一二月二三日、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令(法務省令第四五号)」の公布・施行がなされています。同省令は、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、同制度の対象書類を同日

二〇二三年二月二八日までの間、時間的に拡大するものです。同様の措置は、二〇二〇年五月一日〜一月十五日、本年一月二十九日〜九月三〇日にもなされています。

さらに、バーチャルオンリー株主総会の実施を可能とした前述の産業競争力強化法の改正項目には、それ以外に株式対価M&Aの株式譲渡益の課税繰延べの事前認定の不要化、株式対価M&Aにおける株式買取請求の適用除外も含まれており、これらは、三月一日に施行された令和元年会社法改正に対応する改正です。

B 本誌では、まず産競法改正のバーチャルオンリー株主総会以外の改正項目についての担当者解説である、⑳香川隼人ほか「令和三年改正産業競争力強化法の解説——事業再編に関する会社法特例およびLPSに関する海外投資規制の特例」二二七〇号二三頁を掲載しています。また、令和元年会社法改正を踏まえて改訂がなされた会社補償実務指針案についての要点解説である、㉑武井一浩ほか「会社補償実務指針案」(会社補償実務研究会策定)の解説二二七六号四頁を掲載しています。さらに、令和元年会社法改正で創設された株式交付制度を利用した子会社化の実例解説である、㉒志村直子ほか「株式交付を利用した子会社化

——GMOインターネットがOMAKASEEを子会社化した事例」二二七八号二三頁を掲載しています。

会社法以外の法令等改正の立案担当者解説としては、㉓平山達大ほか「金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の解説」二二七〇号三二頁、㉔村上裕貴「会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて(通達)」の解説——令和三年改正商業登記規則等(令和三年三月一日施行に係る部分)(上)(中)(下)二二六八号四頁〜二二七〇号七八頁、㉕齊藤恒久「南野雅司「商業登記所における実質的支配者情報」一覧の保管等に関する規則」の解説」本号一四頁も掲載しています。

5 司法判断

C 本誌テーマに関する司法判断としては、まず、四件の買取防衛策に関するものが挙げられます。本年上半年期には、(i)日邦産業における事前警告型買取防衛策に基づく対抗措置としての新株予約権無償割当てについて名古屋地裁が仮差止めを認める決定をしたものの、四月二二日、名古屋高裁が同決定を取り消す異議審決定を維持した事例、(ii)日本アジ

アグループにおける有事導入型買取防衛策に基づく対抗措置としての新株予約権無償割当てについて東京地裁(四月二日)、東京高裁(四月二三日)が仮差止めを認めた事例がありました。下半期には、(iii)富士興産における有事導入型買取防衛策に基づく対抗措置としての新株予約権無償割当てについて東京地裁(六月二三日)、東京高裁(八月一日)が仮差止めを認めなかった事例、(iv)東京機械製作所における有事導入型買取防衛策に基づく対抗措置について、東京地裁(一〇月二九日)、東京高裁(一月九日)、最高裁(一月一八日)が仮差止めを認めなかった事例がありました。本年は買取防衛策に関する司法判断が相次いでなされたとても特徴的な年となりました。

また、七月一九日には、監査の範囲が会計に関するものに限定されている監査役は、計算書類およびその附属明細書の監査を行うに当たり、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかでない場合であつても、当該計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを確認しさえすれば、常にその任務を尽くしたといえるものではないとする最高裁判所の判決がなされました。

さらに、一二月七日には、大阪高

裁が、関西スーパーマーケットの経営統合に関する株式交換に対する差止仮処分命令申立事件で申立てを却下する決定を行い、同月一四日、最高裁が許可抗告を棄却する決定を行いました。大阪高裁決定は、一月二二日に神戸地裁が行った申立て認容決定を取り消してなされたものでした。

B 本誌ではまず、買取防衛策についての四件の司法判断それぞれについて分析検討を行う、太田洋「日邦産業事件および日本アジアグループ事件と買取防衛策の今後(上)(下)」二二六四号二三頁、二二六五号一七頁、㉖同「富士興産事件原審決定と抗告審決定の検討と分析」二二七五号三六頁、㉗同「東京機械製作所事件をめぐる一連の司法判断の概要と射程(上)」本号二六頁を掲載しています。また、司法判断の前提となる、企業における買取防衛策の導入状況を分析する、㉘茂木美樹ほか「敵対的買取防衛策の導入状況とその動向——二〇二一年六月総会を踏まえて」二二七六号一四頁を掲載しています。

また、最近の司法判断全般に関しては、会社法実務上重要となるこの二年間の裁判例を紹介分析する、㉙高橋陽一「令和元年度・令和二年股东会法関係重要判例の分析(1)」

2021年商事法務ハイライト

〔Ⅷ〕完 二二七二号四頁～二二七七号三九頁を掲載しています。また、実務家の視点で同期間における重要判例を動画解説する会員・読者解説会「令和元年・二年度重要商事判例ハイライト解説」を公開しました。本誌では図表2のとおり、毎月二五日号に新商事判例便覧を掲載していますが、後者は同欄で扱った重要裁判例を動画の形で紹介するものです。本動画は期間限定で無料公開しました。無料公開期間終了後も商事法務ポータルから視聴できます。当会会員の皆様は会員特典として、本動画を含む商事法務ポータル掲載のすべてのコンテンツ・記事を無料で閲覧できますので、ご活用いただきたいと思います。



《商事法務ポータルページ動画解説》

さらに、司法判断の前提として、

直近二年間の東京・大阪の両商事専門部の取扱事件の概要、取扱件数の経年変化、注目裁判例等を紹介する、⑳高橋浩美「東京地裁における商事事件等の概況」上〔下〕二二七三号四頁、二二七四号四五頁、㉑谷村武則「大阪地裁における商事事件の概況」二二七四号四頁も掲載しています。

6 会計監査

C 会計監査については、一月二日、金融庁が「会計監査の在り方に関する懇談会(令和三事務年度論点整理)」を公表しています。本論点整理では、将来に向けて会計監査の信頼性を確保するための各種提言がなされており、今後は金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、監査法人、企業等の関係者において、具体的な施策・取組みの検討が進められることを期待したいと結ばれています。

また、一月一六日、企業会計審議会総会・第八回会計部会合同会合において、「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」が取りまとめられました。本改訂によつて、監査事務所自らが、品質管理システムの項目ごとに達成すべき品質目標を設定し、目標の達成を阻害し得るリスクを識別・評価し、評価したリスクに対処するための方針・手続を定め、これを実施するという、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入などがなされます。

7 学界

C 学界関連では、一〇月九日、一〇日に、第八四回(二〇二一年度)日本私法学会がオンラインで開催さ

れました。昨年は、新型コロナウイルスの影響を受け、開催が中止されてしました。

また、当会は、創立五〇周年を記念して「商事法務研究会賞」を設け、毎年、若手の法学研究者・法律実務家の養成を目的として、学術的に優れた研究成果に対して、褒賞金を贈呈し、その功績を表彰しています。本年度の受賞作は、山下徹哉「株主平等の原則の機能と判断構造の検討(1)」(10)完)法学論叢一六九卷三号(二〇二一)～一八八卷一号(二〇二〇)となりました。

B 本誌では、例年どおり八月二五日号に、⑳野村修也ほか「日本私法学会シンポジウム資料」『機関設計』に関する規律の再検討」二二七号四頁を掲載しました。また、㉑「第一七回『商事法務研究会賞』受賞論文発表」二二八号一頁六九頁も掲載しています。㉒のとおり、受賞作は株主平等の原則が果たすべき機能について深く掘り下げた理論研究であり、5で紹介した買収防衛策についての一連の司法判断と深い関連性があります。

さらに、1～6で紹介した以外の研究者による論稿としては、㉓久保田安彦「湯原心」一閉鎖会社の配当政策と株主間の構造的な利益相反」上〔下〕二二七八号四頁、二二七九号

一六頁、二二八一号三九頁、㉔飯田秀総「実務問答金商法の理論的検討——連載第二一回～第三〇回について」二二七九号四頁を掲載しています。

三 おわりに

A 以上で本年のハイライトを終わろうと思う。お忙しい読者の皆様におかれては、ご紹介した各記事を読み込んでいただければもちろんありがたいが、気になったものを眺めていただくだけでも嬉しい。良質な情報には、眺めるだけでも何か心に残るものがある。そのような経験の繰り返しの中で、本誌に親しみを覚えていただければなお嬉しい。来年もそのような良質な情報提供に努めることをお約束し、本年の締めのご挨拶としたい。